

令和7年度秋田県環境審議会 第1回環境保全部会 議事録

- 1 日 時 令和7年12月19日（金）午後1時30分～午後3時
- 2 会 場 秋田地方総合庁舎 6階 605会議室
- 3 出 席 者 (委員) 10名中6名出席
木口委員、菊地委員、近藤委員、清水委員、菅原委員、東北農政局農村環境
課 田中課長（鷺野委員代理）
(県)
高橋生活環境部次長、田村環境管理課長

4 議 事

○議 案

（1）部会長職務代理者の指名について

秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する第30条第4項の規定による部会長の指名により、部会長職務代理者は金委員に決定した。

（2）諮問第3号 秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要について

諮問第3号の秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要について、環境管理課長が説明し、質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとした。

（3）諮問第4号 令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案について

諮問第4号の令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案について、環境管理課長が説明し、質疑応答後、適当であると決定され、その旨を答申することとした。

○報告事項

（1）秋田製錬株式会社の吸收合併に伴う公害対策に関する協定書の改定について

各事項の詳細については、以下をご覧ください。

議長

議案（1）部会長職務代理者の指名についてです。

部会長の職務代理者については、秋田県環境基本条例第32条第5項において準用する第30条第4項の規定により部会長が指名することとされておりますので、私から指名させていただきます。

部会長職務代理者は、金委員にお願いします。

議長

次に、議案（2）諮問第3号 秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要について、事務局から説明をお願いします。

県

(秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要について説明)

議長

ただいま、秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要について、事務局から説明がありましたが、ご質問又はご意見はございませんか。

委員

法改正に伴い、条例を改正することですが、条例改正によるメリットは何でしょうか。

県

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律により、促進区域における条例の対象事業では、改正法に基づく環境大臣による手続や調査と、条例に基づく事業者による方法書の手続や調査が重複して行われ、非効率な状況が生じてしまいます。今回の条例改正により、この手続の重複を解消することができると考えています。

なお、条例改正と直接的に関係はありませんが、改正法の施行以前は、複数の事業者が同じ海域で法に基づくアセス手続を実施していましたが、改正法により、環境省がその手続を行うことになり、制度の効率化が図られることとなります。

議長

これで諮問第3号 秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要についての質疑は終わります。

この諮問事項の内容については、ご異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議ないものと認め、諮問第3号 秋田県環境影響評価条例の一部を改正する条例案の概要については適当である旨を知事に答申することとします。

議長

次に、議案（3）諮問第4号 令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案について、事務局から説明をお願いします。

県

(令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案について説明)

議長

ただいま、令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案について、事務局から説明がありましたが、ご質問又はご意見などございませんか。

委員

資料2の2ページの「ロ) 湖沼」ですが、CODについて達成率は41.7%で、十和田湖、八郎湖で環境基準を超過したことですが、環境基準を超過した場合、どのような対応となりますか。

県

環境基準は「達成が望ましい指標」として設定されています。直接的な措置というものではありませんが、周辺の工場・事業場の排水や生活雑排水の影響が考えられるので、排水基準の遵守を監視指導し、モニタリングを継続していくこととしています。

県

補足しますと、十和田湖については下水道の整備などを進めており、人的な汚濁は少ないと考えておりますが、水中のプランクトンや流入河川の影響などにより環境基準の達成が難しい現状にあります。

現状よりも急激に悪くならないようにモニタリングを続けるとともに、人的発生源の対策を続けていきます。

議長

今の質問に関連して、湖沼のCODの達成水域が増えていくますが、具体的にどの地点でしょうか。

県

仙北市の鎧畠ダムです。

議長

資料3のPFOS及びPFOAの「2.5ng/L未満」という表記は、「報告下限値」と「検出下限値」のどちらでしょうか。

県

「報告下限値」で委託している分析機関から報告をいただいています。

PFOS及びPFOAの合計値の取扱いは、自治体によって対応が異なるようですが、本県では有効数字3桁目を処理して公表値を算出しています。

議長

「報告下限値」との記載があった方が分かりやすいと思います。

合計値を見ると、例えばPFOAのみ検出され、PFOSは不検出という長木川下流の餅田橋等があります。報告下限値を示せば、片方がゼロなのかどうかが明確になると思います。

実務上、分析機関によって報告様式が異なるとの点は理解しました。

委員

資料4の40ページでPFOS及びPFOAの新たに測定を開始する地点として「茨島」と「新

屋」がありますが、これからこういうところが増えるのでしょうか。他にも出てくる可能性がありますか。

県

秋田市の分は基本的に市が対応しますが、この地区にはかつて有機ふつ素化合物を製造していた工場があり、その関係でここだけ特異的に高いことを市では想定していると聞いています。

全国的に見ても、製造又は大量に使用していた周辺では汚染が確認されており、他には空港の泡消火剤などが考えられます。

ただし、秋田県の場合、空港周辺は既に国で調査しており、そこではほとんど検出されていない状況にあるほか、消防庁が各消防署の泡消火剤の切替を強く指導しており、現状ではほとんど完了していると伺っています。

新たな高濃度汚染はあまり想定していませんが、測定してみないとわからないという状況です。

委員

資料2の3ページ「(2) ②汚染井戸周辺地区調査」は、どのような事業者で、どのような汚染であったのか、また、どれくらい継続監視調査を行えば安全であると考えていますか。

県

レンズ工場の跡地であり、土壤汚染対策法の規定に基づき事業者が調査した結果、基準超過が判明したため、県に報告がありました。これを受け、県が周辺の井戸水等の使用状況を確認し調査を行ったところ基準超過はなく、現状では汚染は周辺に広がっていないと判断しています。

現在は、事業者が浄化措置を行っているところであり、県としても引き続き地下水の監視を行っていきます。

委員

事業者は汚染範囲を特定できているのでしょうか。

県

国の土壤汚染対策法ガイドラインで汚染の広がる範囲が示されており、その範囲内の井戸において汚染がないことを確認しています。

県

補足しますと、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査において土壤ガス調査や土壤調査を行い、場内の汚染の拡散状況を確実に押さえることとなっています。その上で、県としては、場外に汚染が拡散していないか確認するための継続監視調査となっており、汚染源がある限りは継続監視調査を続けていきます。

議長

生活排水が集まる下水道処理場で、県として排水中のPFASを特別に測定しているものでしょうか。

県

現状では、処理場排水に対する排水基準が設定されていないため、処理場からの排水調査は行っていません。

ただし、排水が流れる公共用水域の環境基準点で下流の利水点での影響はないかモニタリングを実施しています。

議長

これで諮問第4号 令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案についての質疑は終わります。この諮問事項の内容については、ご異議ないものとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議ないものと認め、諮問第4号 令和8年度公共用水域及び地下水の水質測定計画案については適当である旨を知事に答申することとします。

議長

次に、報告事項に移らせていただきます。

秋田製錬株式会社の吸收合併に伴う公害対策に関する協定書の改定について、事務局から報告をお願いします。

県

(秋田製錬株式会社の吸收合併に伴う公害対策に関する協定書の改定について報告)

議長

ただいま、秋田製錬株式会社の吸收合併に伴う公害対策に関する協定書の改定について、事務局から報告がありました。ご質問又はご意見はございませんか。

ちなみに、このように合併して協定が変わらるような施設は他にもあるのでしょうか。

県

現在、県が公害防止協定を締結しているのは、「東北電力株式会社 能代火力発電所」、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構 秋田国家石油備蓄基地」、「秋田製錬株式会社 飯島製錬所」、「日本製紙株式会社 秋田工場」、「アルフレッサファインケミカル株式会社 秋田工場」の5事業場であり、いずれの事業者からも、そのような話は聞いていません。

議長

せっかくの機会ですので、その他に委員の皆様からご質問、ご意見ありましたらお願いします。

資料4の40ページの「(3) その他調査」とありますが、その他調査はどういった位置付けになりますか。

県

その他調査は、PFOS 及び PFOA に対象を絞って調査を実施することを考えています。

物質を限定しないで行う概況調査と位置付けが異なると考えられるため、その他調査と位置付けています。

議長

他に委員の皆様からございませんでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事を終了します。

司会

長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度秋田県環境審議会第1回環境保全部会を終了します。本日は、ご出席をいただきまして、ありがとうございました。

以上